

議案第99号

埼玉県都市競艇組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉県都市競艇組合同規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成28年11月25日提出

飯能市長 大久保 勝

別紙

埼玉県都市競艇組合格約の一部を変更する規約

埼玉県都市競艇組合格約（昭和32年32指令地収第1549号）の一部を次のように変更する。

第3条の次に次の1条を加える。

（地方公営企業法の財務規定等の適用）

第3条の2 組合は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

埼玉県都市競艇組合格約新旧対照表

変更後	変更前
<p><u>(地方公営企業法の財務規定等の適用)</u></p> <p><u>第3条の2 組合は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</u></p>	